

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (工事)

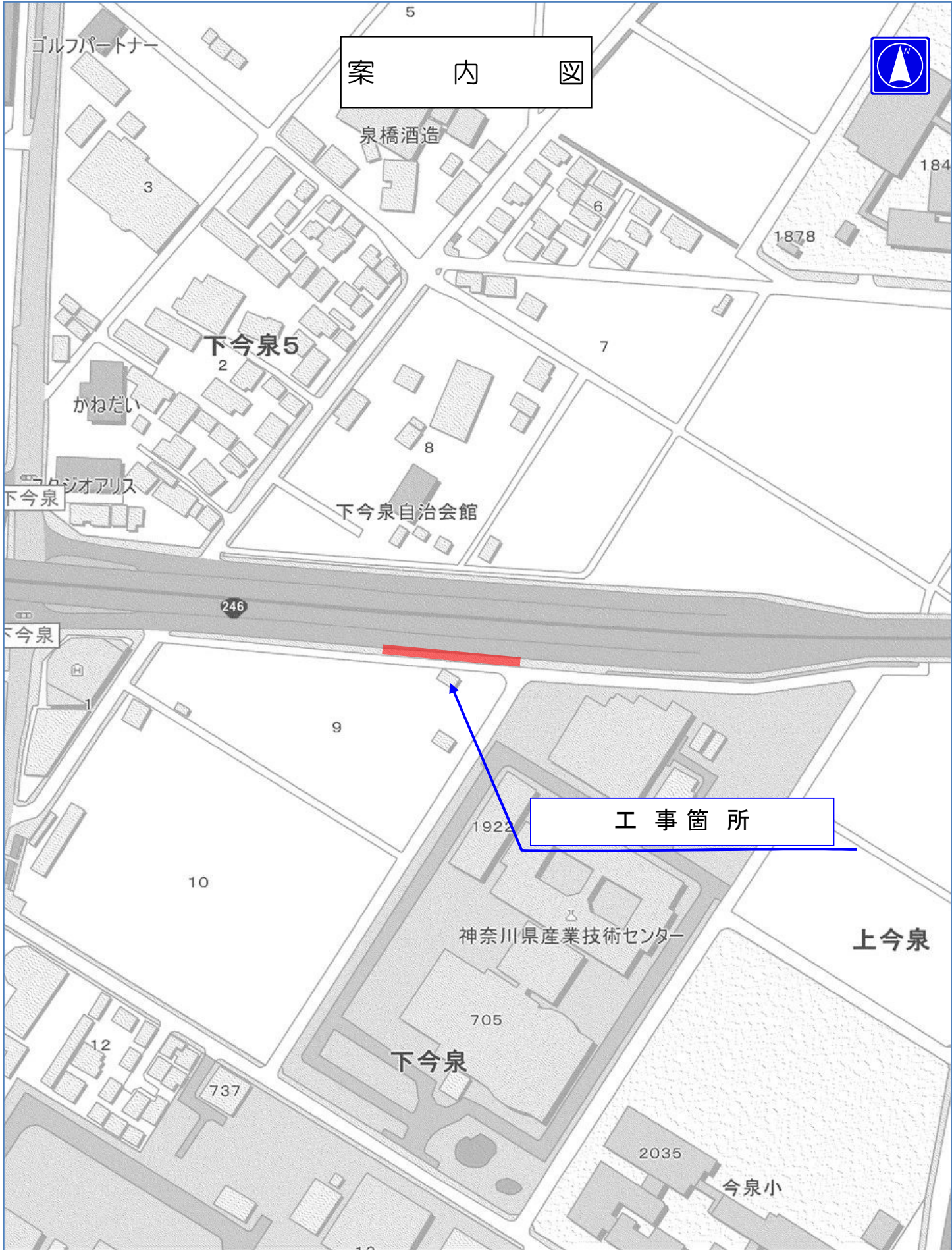
契約番号 : 8139

件名	下今泉地区壁面美化工事 (インセンティブ)	
履行場所	海老名市 下今泉 地内	
工期	令和8年8月5日～令和8年11月30日(118日)	
工事の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	11,044,000 円 (税込)	10,040,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (事前算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加	営業種目	010 土木一式 経審 - 点以上 - 点未満	○下請契約の請負代金の合計の額が5千万円 (建築一式工事の場合は8千万円) 以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。 併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
	発注区分 詳細は入札公告で確認してください。	第 1 区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
条件	その他の要件	告示日現在で社会保険 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) に加入していること。 ※法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除く ○次のいずれかの項目を告示日現在で、2つ以上満たしていること。 (1)海老名市と災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結していること。 (2)災害時に対応できる建設機械を保有していること。 (3)海老名市消防団協力事業所の認定を受けていること。 (4)海老名市現役消防団員又は海老名市消防協力員を雇用している事業者であること。	
	落札件数制限	あり (第1区分及び第2区分の同日開札の <u>工事</u> で、基本数 <u>1</u> 件まで) 詳細は入札説明書等を参照してください。	
配置技術者等の兼任について		本案件に配置する主任(監理)技術者及び現場代理人は、工事・コンサル・一般委託の区分を問わず同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時に次のファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。 ○告示日現在で社会保険 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) に加入していることを証する書類の写し。(次の (1) ~ (3) のいずれか) (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (経営事項審査) の写し ※経営事項審査の有効期限内の通知書を提出していれば提出不要 (2) (同通知書発行後に社会保険に加入した場合) 健康保険、厚生年金保険及び労働 (雇用) 保険料の領収書の写し (3) (法令に基づき社会保険適用を除外されている場合) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書 ○インセンティブ発注調書兼内容照会同意書及び様式1	

<p>入札時提出 (システム添付)</p>	<p>○入札金額積算内訳書 別添のエクセルファイル「入札金額積算内訳書(工事入札時システム添付)」をダウンロードして使用してください。<u>システムへはPDF化して添付してください。</u></p>
<p>落札候補者が 提出する書類 (FAX046-232-6574)</p>	<p>開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)</p> <ul style="list-style-type: none">○配置技術者等に関する書類○建設業許可の確認できる書類

案内図



工事箇所

令和 8 年 度

下 今 泉 地 区 壁 面 美 化 工 事 設 計 書

施工条件明示書（土木工事共通）

1 工事概要

発注者	海老名市		
工事件名	下今泉地区壁面美化工事		
工事場所	海老名市 下今泉 地内		
工事目的	本工事は、市制55周年を記念する事業の一環として、市内6校の中学生がデザインしたアートをフィルム化し、コンクリート壁面に貼り付けることで、次世代を担う中学生の創意工夫と感性を市民に発信するとともに、市民の一体感を構築することを目的とする。		
工事概要	工事延長 L=130m 1 壁面美化工 1式 1 付帯工 1式 1 仮設工 1式		
契約工期	令和8年8月5日 から 令和8年11月30日 まで		
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金事業	<input type="checkbox"/> 国庫	
		<input checked="" type="checkbox"/> 県費	
	<input type="checkbox"/> 市単独事業		
設計区分	<input checked="" type="checkbox"/> 単独積算		
	<input type="checkbox"/> 合算積算	工事	
		工事	

2 積算諸条件

主たる工種 : 道路維持工事
 施工地域・工事場所区分 : 市街地(DID補正)
 契約保証の方法 : 発注者が金銭的保証を必要とする
 施工パッケージの使用（一部使用含む） 有 無
 週休二日制確保工事該当の有無 有 無

【使用歩掛及び単価等】

土木工事標準積算基準書 適用年版：令和 7年 7月
 諸経費率 適用年版：令和 7年 7月
 下水道用設計標準歩掛表 適用年版：令和 年版
 土木工事資材等単価表 適用年版：令和 8年 5月
 刊行物 適用年版：令和 年 月
 特別調査 適用年版：令和 年 月
 海老名市見積単価等 適用年版：令和 年度
 その他（ ） 適用年版：令和 年 月

3 施工条件

【1】 工程関係	1	他工事による当工事の着手、完了時期の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (他工事件名等) <input type="checkbox"/> 有 (工期、内容等)
	2	当工事における施工時期の制約について	<input type="checkbox"/> 無 (制約を受ける施工内容等) 壁面美化工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (施工時期等) 10月下旬までに現場作業を完了させる
	3	施工時間について	<input checked="" type="checkbox"/> 昼間施工 (その他特記事項) <input type="checkbox"/> 夜間施工 (一部含む)
	4	官公庁ほか関係機関との調整、協議について	<input type="checkbox"/> 無 (関係機関名) <input checked="" type="checkbox"/> 有 国土交通省 厚木出張所
	5	工事着手前に地上物件(家屋調査)、地下埋設物、埋蔵文化財の事前事後調査、又は、移設等の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (対象内容) <input type="checkbox"/> 有
	※ただし、施工上必要となる地下埋設物調査については、施工計画書に明示し、必要な措置を講じること。また、書面により報告すること。		
	6	設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (詳細内容、作業不能日数等) <input type="checkbox"/> 有
【2】 用地関係	1	工事用地等の未処理部分について(用地買収状況について)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (用地未取得部分等) <input type="checkbox"/> 有 (取得予定年月日等)
	2	工事用仮設道路、資材置場等の用地の借用について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (使用場所、期間、借用条件、復旧方法等) <input type="checkbox"/> 有
	3	使用後の復旧条件	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (復旧内容等) <input type="checkbox"/> 有
【3】 公害関係	1	公害防止のため、施工方法、建設機械、作業時間等の制限について	<input type="checkbox"/> 無 (建設機械と制限内容) 騒音規制法・振動規制法 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (作業時間と制限内容) 騒音規制法・振動規制法
	2	水替期等の処理で特別な対策等の必要性について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (対策内容) <input type="checkbox"/> 有

【4】 安全対策 関係	1	安全施設等の指定について（有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として換気設備の設置等の含む）	<input type="checkbox"/> 無 （指定内容） <input type="checkbox"/> 有
	2	鉄道、ガス、電気等の施設と近接する工事の施工方法、作業時間の制限	<input type="checkbox"/> 無 （対象内容） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input checked="" type="checkbox"/> その他（国道246号）
	3	交通誘導警備員の配置について	<input type="checkbox"/> 無 （1）交通誘導員の配置 工事内容に応じて2名または6名の交通誘導警備員を配置 <input checked="" type="checkbox"/> 有 （2）配置期間 現場実施期間中
【5】 工事用道 路関係	1	一般道路を搬入路として使用する場合の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （搬入経路・使用期間等の制限） <input type="checkbox"/> 有 （搬入中・後の処置）
	2	仮設道路を設置する場合の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （仮設道路に関する安全施設） <input type="checkbox"/> 有 （工事後の措置、維持補修内容）
【6】 建設副産 物関係	1	建設発生土が発生する場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （建設発生土の処分先） 名称： 住所： <input type="checkbox"/> 有
	2	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （対象内容） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材 <input type="checkbox"/> 建設発生木材（伐木・除根材） <input type="checkbox"/> 建設汚泥 <input type="checkbox"/> 建設混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> その他（ ） ※建設廃材指定登録工場に限る。工場側の指示を遵守すること
※この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」の規定より再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。			
【7】 工事支障 物件	1	工事支障物件について（地下埋設物含む）	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （対象内容） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ガス管 <input type="checkbox"/> 架空電線 <input type="checkbox"/> 標識・看板 <input type="checkbox"/> その他（ ）
【8】 薬液注入 関係	1	薬液注入について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （対象内容） 工法区分： 使用材料： <input type="checkbox"/> 有 施工範囲、削孔数： 注入量： 施工管理基準等：

【9】 その他	1	工事現場発生品がある場合について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(品名、数量等)
	2	支給材料及び貸与品がある場合について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(品名、数量等)
	3	特殊・特定使用材料を使用する場合及び資材搬入等に制限がある場合について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(品名、数量、搬入制限等)
	4	発生売却品評価額(スクラップ等)を計上している場合について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(品名等)
	5	設計条件について	<input type="checkbox"/> ① 歩行者、車両の通行に支障のないように作業計画を立て周辺地域に配慮すること。 <input type="checkbox"/> ② 関係自治会に工事の周知を行い、トラブルのないように努めること <input type="checkbox"/> ③ 構造物・境界杭については、適切な管理を行い、トラブルのないように努めること。 <input type="checkbox"/> ④ 工事箇所は、国道246号の側道であるため、施工時間等調整すること。また、安全管理に留意すること。 <input type="checkbox"/> ⑤ 工事施工中の路上駐車については十分注意すること。	

※明示されない施工条件、明示事項が不明確な場合は、契約書等の関連する条項に基づき甲・乙協議により決定すること。

工事説明書

(特記仕様書)

第1条 (目的・趣旨)

本工事は、市制 55 周年を記念する事業の一環として、市内 6 校の中学生がデザインした絵をフィルム化し、市の玄関口となる国道 246 号 (側道) のコンクリート壁面に貼り付けるものである。

本事業を通じて、次世代を担う中学生の創意工夫と感性を市民に発信するとともに、市民の一体感を構築することを目的とする。

第2条 (工事概要)

件名 : 下今泉地区壁面美化工事
工事箇所 : 海老名市 下今泉 地内
対象施設 : 国道246号 (下り線) 側道

第3条 (工期)

契約工期は、令和8年8月5日から令和8年11月30日までとする。

<特記事項>

本工事は、11月初旬に行われる市制55年周年イベントで事業紹介されるため、10月下旬までに概ねの現場作業を完成させること。

第4条 (道路管理者との協議)

当該工事は、国道 246 号側道での作業となることから道路管理者である国土交通省と工事着手前に協議が必要なため、工事着手にあたり下記の事項について留意すること。

- (1) 工事着手は国土交通省の許可後となる。
- (2) 契約業者は必要に応じて発注者と国土交通省の協議に同席すること。
- (3) 工事予告看板等の設置箇所、設置枚数、設置時期や既存施設の養生方法等は、国土交通省の指示に従うこと。
- (4) 作業中に国土交通省のパトロール等が来た際は適切な対応を取ること。

第5条 (コンクリート壁面<落書き除去>)

現在、ウォールアート(フィルム)を貼り付ける国道 246 号側道の壁面は、多数の落書きがされているため、事前に国土交通省が落書き除去作業を行う。

当該工事の着手は、落書き除去後となる。

第6条（使用材料）

ウォールアートとしてコンクリート壁面に張り付けるフィルムの仕様は下記のとおりする。

なお、現場搬入材料は現場代理人が責任をもって検収し、必要に応じて発注者の立会いを求めること。

- (1) フィルムのサイズは1面あたり 4,000mm×1,000mm
- (2) スコチカル・ペイントフィルム仕様
- (3) インクジェット式
- (4) UV カラミネート加工
- (5) 耐久力のある素材。耐候期間は約5年を標準とする。

第7条（施工計画）

契約業者は、工事着手日から30日以内に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を作成し提出すること。

なお、設計図書と異なる工法にて施工を実施する場合には、同等機能以上を有する工法を条件とし、また、それを証明する根拠資料を作成し提出すること。

第6条（施工管理＜出来高管理・工期及び工程管理・品質管理＞）

- (1) 契約業者は、「海老名市土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」に基づき施工すること。
- (2) 写真管理において、電子黒板を使用する場合は、必要以上に電子黒板を大きくし、不可視部分を作らないこと。
※ 写真に対して1/8以下とし、必要に応じて透過すること。
- (3) 上記に無き内容については、発注者と協議すること。また、施工計画書に明記し、発注者の承諾を得ること。

第8条（安全管理）

(1) 安全管理

- ① 交通安全対策については、警察及び道路管理者の許可条件を厳守すること。
また、夜間における照明設備・休日・作業休止日における安全柵、歩行者の通路の確保等には万全な対策を講じるとともに、看板設置やライトアップ等により注意喚起を図ること。
- ② 防護具は常に正しく着用し、ヘルメットのアゴ紐は必ず結んでおくこと。
また、作業中は原則として禁煙とし、歩行中の禁煙及び啜え煙草は厳禁とする。

(2) 安全訓練等

工事各工種を開始するに際し、元請社員及び協力業者を交え、施工計画書等を用いて、安全施工等について十分に検討すること。

(3) 気象条件に関すること

次の内容を含めた安全対策を具体的な内容を施工計画書に明記すること。

- ① 現場特性の把握、 ② 中止・再開基準の設定、 ③ 迅速に退避するための対応

- ④ 日々の安全管理の徹底、 ⑤ 現場の点検方法、対応方法及び体制

なお中止基準は以下を標準とし、更に現場特性に応じた基準を設定すること。

- ① 当該工事等箇所に強風注意報・暴風警報が発表された場合
- ② 当該工事等箇所に竜巻注意情報が発表された場合
- ③ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に該当する場合

(4) 地震等の状況報告に関すること

海老名市において、次の場合は速やかに現場点検を実施し、発注者へ報告すること。

- ① 震度4以上の地震が発生した場合、 ② 強風注意報が発令された場合
- ③ 大雨注意報が発令された場合

第9条（環境対策関係）

(1) 海老名環境マネジメント

- ① 周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑えること。
- ② 低騒音・低振動型作業機械を使用すること。なお、写真管理をすること。
- ③ 排ガス規制に適合した作業機械・車両(ディーゼルエンジン)を使用すること。
なお、写真管理をすること。
- ④ 周辺住民の生活を妨げない作業時間帯を設定すること。
- ⑤ 工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。

(2) その他

- ① 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック等を、工事現場に立ち入らせないこと

第10条（工事件名板の設置）

契約業者は、工事現場に工事件名、工事場所、担当部課名、契約業者の住所及び氏名・連絡先等を記載した表示板を一般通行人の見やすい場所に設置する。

設置場所が国用地内となる場合は、国土交通省と設置方法等を協議すること。

第11条（工事お知らせ文及び説明）

契約業者は、工事お知らせ文を発注者と協力し作成すること。

また、工事着手前及び工事中は、工事内容を現場周辺住民や地権者に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じなければならない。

第12条（仮設備関係）

- (1) 仮設備（現場事務所等）を設ける際は、位置や規模等について、発注者の承諾を得ること。
- (2) 工事用電力や用水等は、すべて契約業者の負担とする。なお、河川や近隣公園の水等を勝手に使用しないこと。

第 13 条（工事全般）

- (1) 当該作業所は国道 246 号側道であり、交通量も多いため、片側通行を原則とし、車道通行止めとしないこと。
- (2) 作業時は作業帯を設け、作業車や工具等は作業帯の中に入れること。
- (3) デザインフィルムの設置個所については、着工前に発注者と現地立会いを行い、確認を行うこと。
- (4) デザインフィルムは、貼り付け前に発注者にプリント状況等の確認を行うこと。
- (5) 現場着手前に工事支障物の有無を確認し、発注者に報告すること。
- (6) 施工後の担当課による下検査を受けるにあたり、事前に出来高書類（出来高測定図等）を発注者に提出すること。なお、下検査は、契約業者が行う社内検査後に行うものとする。
- (7) 関連法令の遵守の上、公共事業という認識を常に持ち、責務を果たすこと。

第 14 条（第三者の被害の補償）

第三者の被害の補償について、契約業者の工事施工上の不手際による被害（例：通行者、車両へ損害等…）は、すべて契約業者の負担とする。

また、軽易な一般補償、工事中の応急措置、クローラーによる道路施設等の損傷並びに設計上の影響幅を越える部分の道路損傷復旧費についても、すべて契約業者の負担とする。家屋、その他の工作物に与えた損害が日常生活や営業等に著しく支障をきたす場合は、発注者の指示により応急処置を講ずること。

第 15 条（関係官公庁その他への手続き）

契約業者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

第 16 条（土地への立入り等）

契約業者は、業務を実施するために私有地等に立ち入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、監理業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

第 17 条（守秘義務）

契約業者は、業務の処理上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 18 条（履行報告義務）

契約業者は、契約内容に関わらず、着手前と毎月末に履行報告書を提出し、業務進捗状況を報告するものとする。

なお、様式は指定様式とし、実施比較表を添付の上、進捗状況が詳細に認出来る様記載するものとする。

第 19 条（創意等実績報告書）

工事提出書類の1つである創意工夫等実績報告書を提出する場合、本業務においては、下記の事項に注意すること。

- (1) 地域美化活動等を創意等実績報告とする場合は、専ら実施計画書の提出から工事完成日までの期間行うこと。現場稼働時のみの作業は、これに該当しない。
- (2) 新技術の活用（CAD・施工管理ソフト・測量機器等）については、発注者及び契約者双方にメリットがあるものとし、従来工法でも十分な成果が得られると発注者が判断したものは、これに該当しない。

第 20 条（法定外の労災保険の加入）

本工事において、契約業者は法定外労働災害補償制度（法定外の労災保険）に加入しなければならない。また、契約業者は保険契約を締結したときは、発注者にその証券等を提示しなければならない。

第 21 条（その他）

本業務を進める上で疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、実施するものとする。また、協議については書面（打合せ記録簿）で行うものとする。

また、本特記仕様書及び別紙施工条件明示書に定めのない疑義事項については発注者と協議のうえ、履行するものとする。

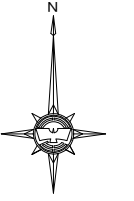
なお、契約業者は監督員職員の許可なく、本特記仕様書及び別紙施工条件明示書に定めた事項から逸れて作業してはならない。仮に違反があった場合は、最終的な工事評点に影響が及ぶことを受注者は承知すること。

番 号	R6以降、8-1、単価8-5	施 工 年 度	令和8年度
名 称	下今泉地区壁面美化工事		
場 所	海老名市 下今泉五丁目 地内		
施 工 主	海老名市	概要 工事延長 L=130m 1_壁面美化工 1式 ウォールアート（フィルム）製作 N=12枚 下地処理工 A=72㎡ 仕上げ貼り施工 A=72㎡ 1_付帯工 1式 車線分離標撤去・再設置工 N=各14本 1_仮設工 1式	
設 計 区 分			
路 線 名			
期 間	令和 8年 8月 5日 ~ 令和 8年 11月 30日		
日 数	98 日		
部 課 名	まちづくり部道路管理課		
積 算 担 当	維持補修係		
合 計 額			
価 格			
消費税相当額			

数 量 計 算 書

工 種	計 算 式	単 位	数 量	備 考
○壁面美化工 ウォールアート（フィルム）制作 ・4000×1500 ・スコチカル・ペイントフィルム仕様 ・UVラミネート加工 下地処理工 仕上げ貼り施工 仕上げ貼り施工	1枚あたり2枚 $2 \times 6 =$	枚	12	12.00
	1枚あたり $4.0 \times 1.5 = 6.0 \text{ m}^2$			
	$6.0 \times 12 \text{ 枚} =$	m2	72	72.0
	1枚あたり $4.0 \times 1.5 = 6.0 \text{ m}^2$			
	$6.0 \times 12 \text{ 枚} =$	m2	72	72.0
○付帯工 車線分離標識撤去 車線分離標識撤去 ・車線分離標は再利用		本	14	14.0
		本	14	14.0
○仮設工 交通誘導警備員A・B		式	1	

計画平面図 S=1/250

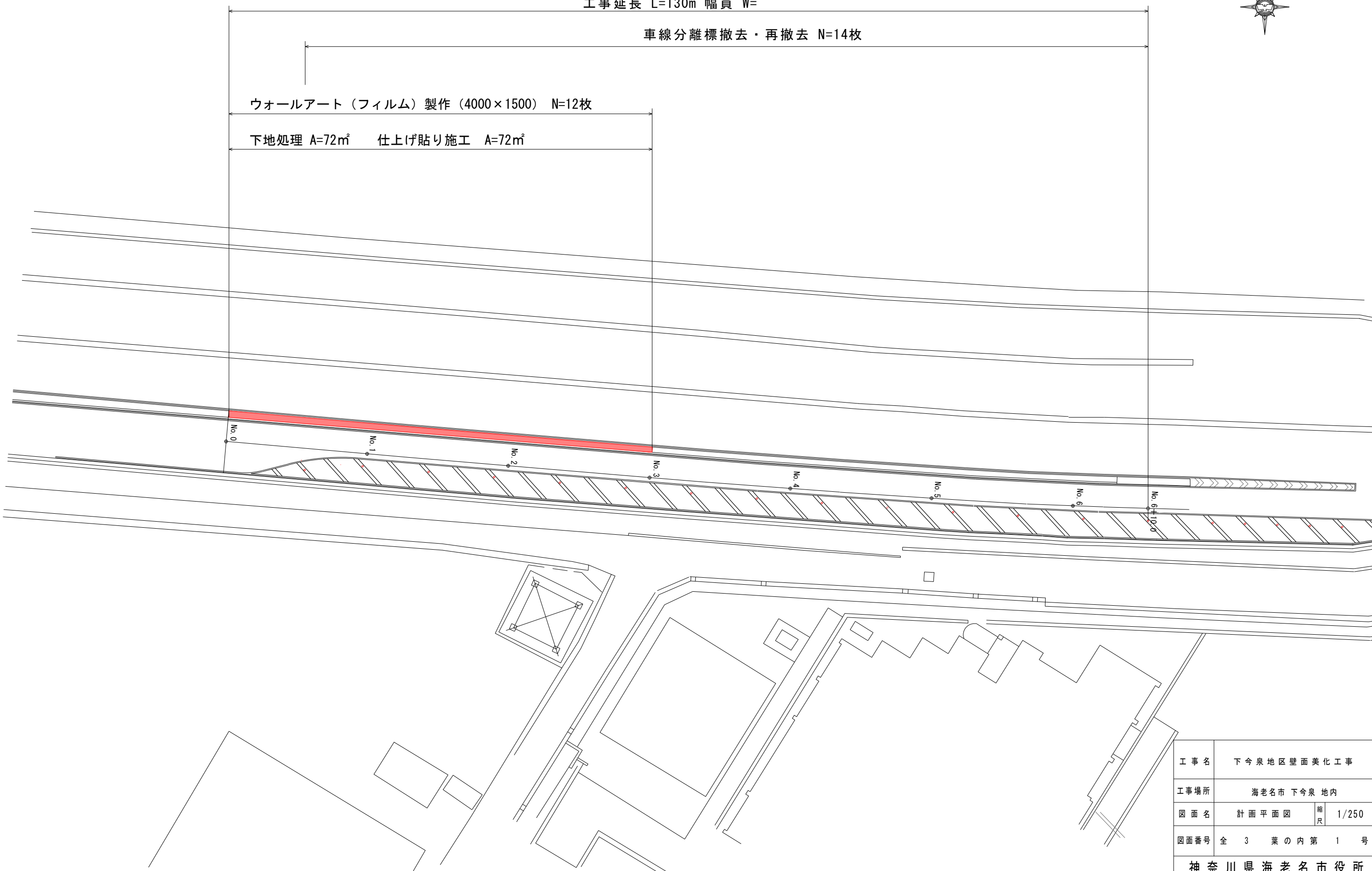


工事延長 L=130m 幅員 W=

車線分離標撤去・再撤去 N=14枚

ウォールアート（フィルム）製作（4000×1500） N=12枚

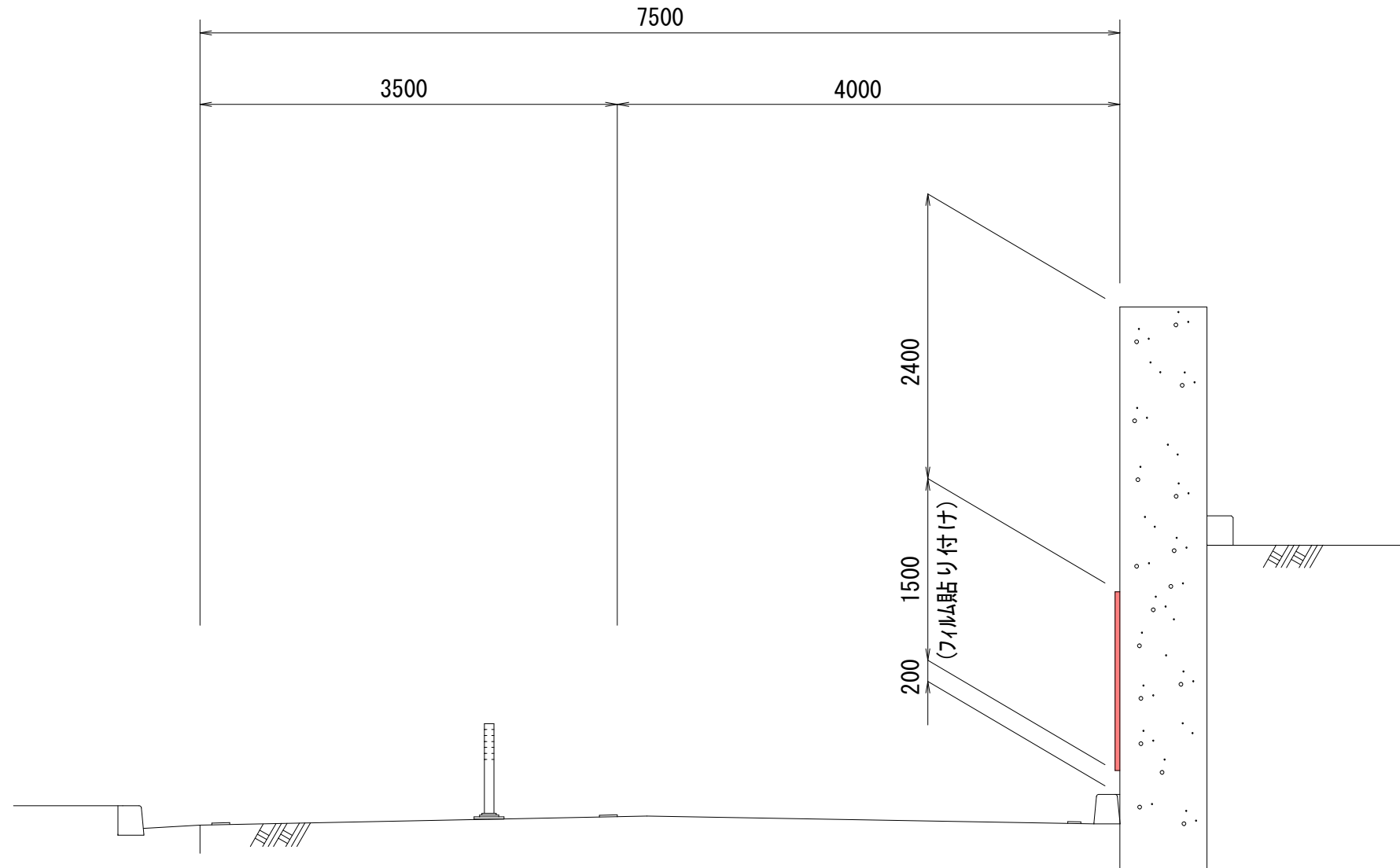
下地処理 A=72㎡ 仕上げ貼り施工 A=72㎡



工事名	下今泉地区壁面美化工事		
工事場所	海老名市 下今泉 地内		
図面名	計画平面図	縮尺	1/250
図面番号	全 3 葉の内第 1 号		
神奈川県海老名市役所			

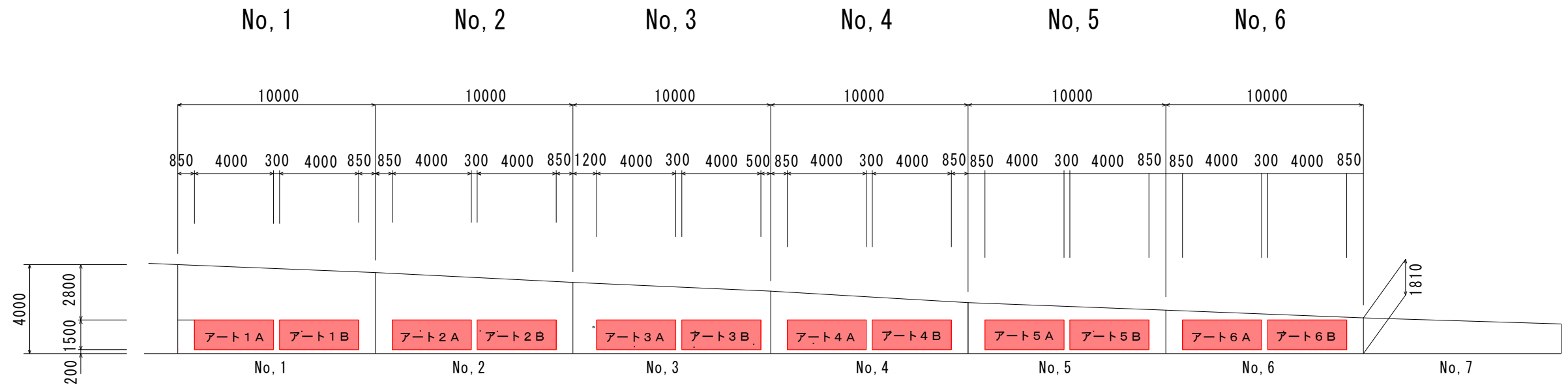
標準横断図 S=1:50

No. 1付近



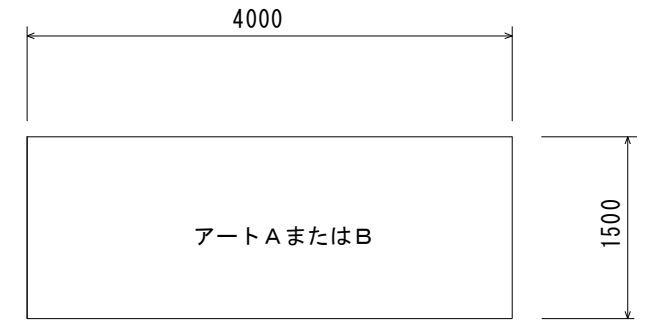
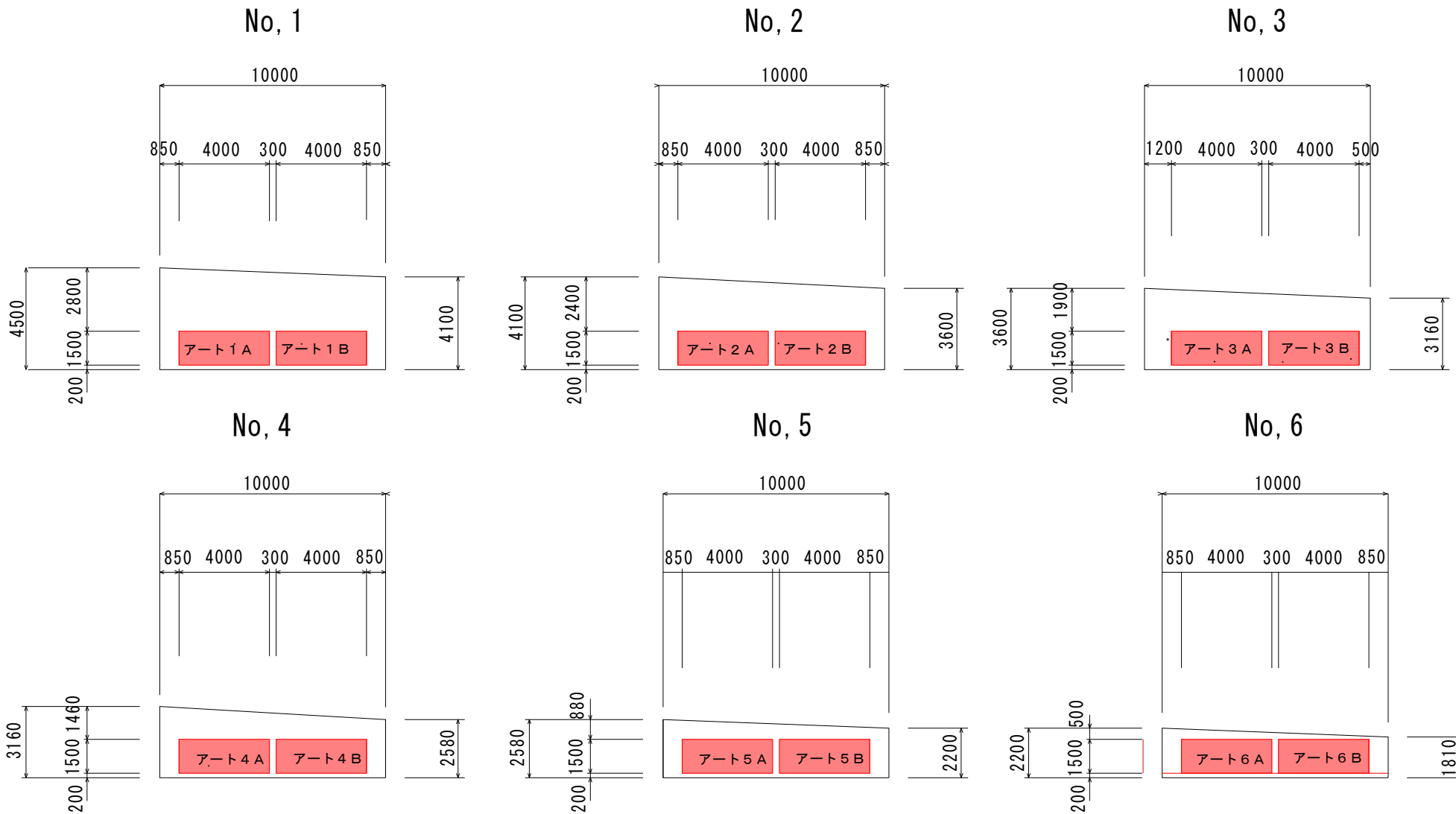
工事名	下今泉地区壁面美化工事		
工事場所	海老名市 下今泉 地内		
図面名	標準横断図	縮尺	図示
図面番号	全 3 葉の内第 2 号		
神奈川県海老名市役所			

コンクリート壁面図 S=1:250



コンクリート壁面図 (詳細図)

コンクリート壁面図 (詳細図)



数量表

種別	規格・寸法	単位	算式	数量	1枚あたり 摘要
ウォールアートフィルム	スコッチカル・ペイントフィルム仕様 インクジェットプリント式 UVラミネート加工	枚		1,000	
下地処理	接着式プライマー	m ²	1,500 × 4,000	6,000	
仕上げ貼り付け		m ²	1,500 × 4,000	6,000	

工事名	下今泉地区壁面美化工事		
工事場所	海老名市 下今泉 地区		
図面名	コンクリート壁面図	縮尺	1/250
図面番号	全 3 葉の内第 3 号		
神奈川県海老名市役所			